事務所の写真

(事務所の外部)

事務所建物の全景 全景が一枚に入りきらない場合は、何枚かに分けて写し	(、のり付け ⁻	年 すること。	月	日撮影)	
事務所の入口付近 ・商号 名称を提示した入り口全体の写真、従たる事務所の	(の場合は 支			日撮影)	
・商号、名称を提示した入り口全体の写真。従たる事務所の ・同一フロア内に他の法人と同居している場合は、共通の	の場合は、支	店・営業所	所名等も	掲示すること。	:なりま
・商号、名称を提示した入り口全体の写真。従たる事務所の	の場合は、支	店・営業所	所名等も	掲示すること。	:なりま
・商号、名称を提示した入り口全体の写真。従たる事務所の ・同一フロア内に他の法人と同居している場合は、共通の	の場合は、支	店・営業所	所名等も	掲示すること。	なりま
・商号、名称を提示した入り口全体の写真。従たる事務所の ・同一フロア内に他の法人と同居している場合は、共通の	の場合は、支	店・営業所	所名等も	掲示すること。	: なりま
・商号、名称を提示した入り口全体の写真。従たる事務所の ・同一フロア内に他の法人と同居している場合は、共通の	の場合は、支	店・営業所	所名等も	掲示すること。	:なりす
・商号、名称を提示した入り口全体の写真。従たる事務所の ・同一フロア内に他の法人と同居している場合は、共通の	の場合は、支	店・営業所	所名等も	掲示すること。	: なりま
・商号、名称を提示した入り口全体の写真。従たる事務所の ・同一フロア内に他の法人と同居している場合は、共通の	の場合は、支	店・営業所	所名等も	掲示すること。	: なりま
・商号、名称を提示した入り口全体の写真。従たる事務所の ・同一フロア内に他の法人と同居している場合は、共通の	の場合は、支	店・営業所	所名等も	掲示すること。	: な りま
・商号、名称を提示した入り口全体の写真。従たる事務所の ・同一フロア内に他の法人と同居している場合は、共通の	の場合は、支	店・営業所	所名等も	掲示すること。	· なりす

※ 用紙が足りない場合は、台紙をコピーし、追加してください。

事務所

•	事務所内の概要や事務所に独立性が確認できるように、	さまざまな方向から写したもの。	写真は多めに付けて
	ください。		

- ・電話機等を含め事務スペースが確認できるもの。
- ・接客をする対応場所・机、椅子等の備品が確認できるもの。
- ・事務所内のブラインド、カーテン等は開けた状態で写すこと。

į		

・新規免許申請の場合は不要。ただし、「大臣⇒知事」への免許換え及び「個人⇔法人」への免許を申請する場合は、「業者票」・「報酬額表」を事務所内に掲示すること。
 ・業者票・報酬額表ともに、来客にわかりやすい場所に掲示してある状態が確認できるもの。
 ・免許期間、専任の宅地建物取引士の氏名、所在地等が現在と一致していること。
 ・業者票の記載内容が判読できない場合は、近くから写したものも必要です。

,	 	